

病後児保育・休日保育

子育て支援課 ☎66・1107

保護者の就労などのため、病気の回復期のお子さんを一時的に保育する「病後児保育」と日曜日および祝日に保育を行う「休日保育」を実施しています。

利用に関しては、どちらも事前の利用登録および利用申込みが必要です。

◆病後児保育

対象 保育園、幼稚園、小学校に在籍する市内在住の満1歳～小学3年生のお子さん

ところ おひさまキッズ（ナ

ーシングホーム形原）

☎56・0345

問合先 おひさまキッズまたは子育て支援課へ。

◆休日保育

対象 市内の保育園に在籍する1歳児から年長児までのお子さん

ところ 中部保育園

問合先 在籍している保育園

または子育て支援

課へ。



有害鳥獣の駆除にご協力を

農林水産課 ☎66・1126

有害鳥獣カラス、ヒヨドリ、カワラバト（ドバト）による農作物への被害防止のために、銃具による駆除を行います。

被害を受けている農家の方は、有害鳥獣駆除要望書（農林水産課または農協各支店にあります）を提出してください。

とき 5～7月、9月、平成

28年3月の第2・4日曜日

日の出から日没まで

ところ 市内一円（住宅地は除く）

外来生物から地域の生態系を守りましょう！

環境清掃課 ☎57・4100

その地域に本来生息していない生物が、人間の活動に伴い、野生生物として定着してしまうケースが増えていきます。これらの生物は「外来生物」といわれ、地域本来の生態系に悪影響を与えるだけでなく、生活にも影響します。

外来生物を「入れない・捨てない・拡げない」を守り、地域の生態系や私たちの生活を

環境を外来生物から守りましょう。

外来生物を見かけたら環境清掃課に連絡ください。

【外来生物の例】ハクビシン・

ミンシツピアカミミガメ

（ミドリガメ）・セイダカア

ワダチソウなど

アライグマなどの農作物に

影響を及ぼす有害獣類につい

ては農林水産課（☎66・1126）へ。

空き地の管理について

環境清掃課 ☎57・4100

あなたが所有している空き地などで雑草が繁茂したり、樹木の枝が敷地外まで伸びたりしていませんか。

空き地などに雑草が繁茂している状態は、害虫の発生ごみの不法投棄、放火や犯罪の発生が心配されます。また、樹木の枝が敷地外に伸びることなどで交通に支障が出たり、周りに迷惑をかけてしまいます。

定期的な除草や樹木の枝の剪定などをお願いします。

なお、ご自身で除草などができない場合は、シルパー人材センター（☎69・03316）や専門業者などにご相談ください。

燃やすごみの量15%削減を目指して

平成26年度に策定した「蒲郡市ごみ処理基本計画」では、平成40年度までに家庭ごみの量を1人当たり15%以上削減することを目標としています。

ごみ削減目標15%ってどれくらい？

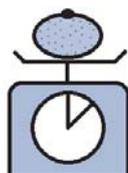
1人当たりの1日のごみ排出量は、**蒲郡市862グラム（全国平均695グラム）**

削減目標15%は、およそ130gで蒲郡みかんの大1個ぐらいです。

これならできそうだわ！

皆さんの取り組みで、目標を達成させましょう。

- ・生ごみ三角コーナー1個分をしっかりと水切りをする。
- ・今まで燃やすごみにしていた**プラごみや雑がみ**を、分別して資源に出す。
- ・生ごみ処理機を使う。※購入費補助制度があります。お知らせ23ページをご覧ください。



みかん大1個分



環境清掃課 ☎57・4100